

12. 大分市地域生活支援拠点等の整備推進事業について

(1) 目的

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、市内の実情に応じた、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とします。

障害者総合支援法第88条に基づき策定した第4期大分市障害福祉計画において、国の基本指針に即し、「平成29年度末までに地域生活支援拠点等を市内に1箇所整備するよう努める。」こととしています。

(2) 地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる機能について

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、既に地域にある機能を含め、次の5つの機能全てを設けるものとします。

① 相談

地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障がい者等やその家族からの相談に応じる機能

② 体験の機会・場

地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③ 緊急時の受け入れ・対応

地域で生活する障がい者等の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい者を有する者、高齢になった障がい者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能

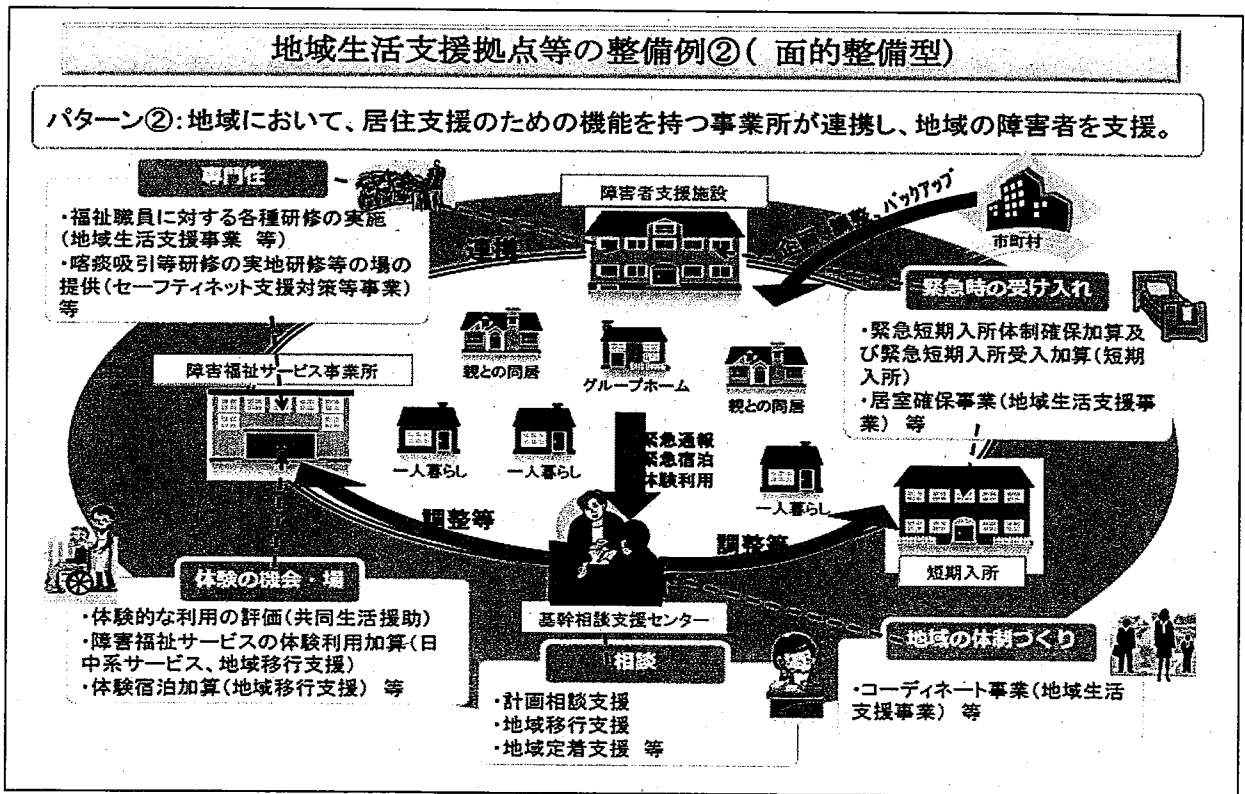
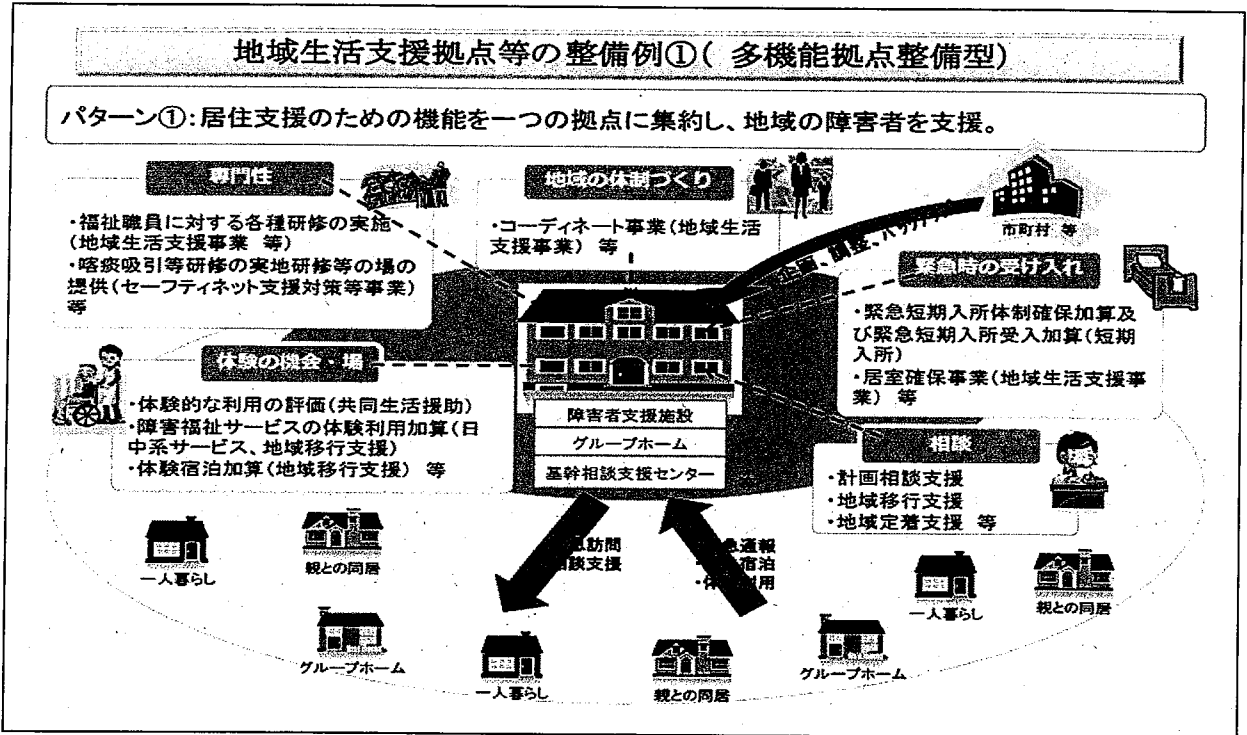
⑤ 地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により地域の障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

(3) 地域生活支援拠点等の整備手法について

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、ふさわしい整備方法を決定する必要があります。

国が示した整備手法のイメージ ①多機能拠点整備型 ②面的整備型



(4) 協議会等の開催について

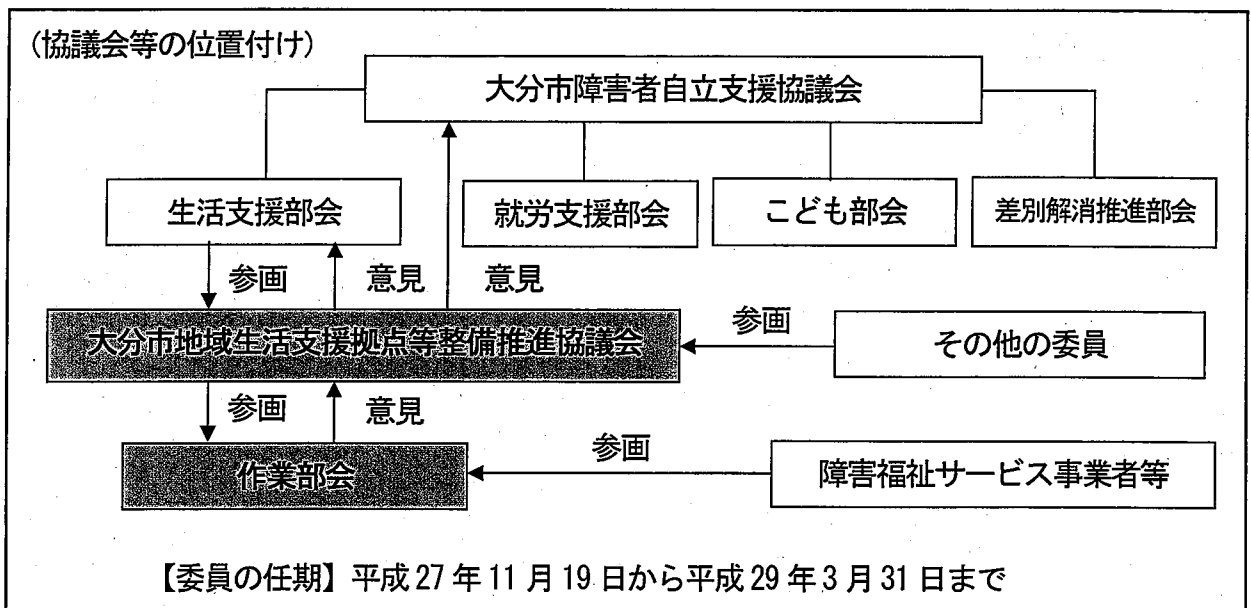
・地域生活支援拠点等整備推進協議会の開催

本市における地域生活支援拠点等の整備に当たって、社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者等、地域の関係団体を構成員とする「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」を平成27年11月に設置し、市内の実情に応じて、どのような機能をどれだけ整備していくか等について検討しています。

平成28年度中に、地域生活支援拠点等の整備の基本方針及び事業内容に係る意見を取りまとめることを目的としています。

・作業部会の開催

協議会に「作業部会」を設け、地域生活支援拠点等の整備についての具体的な検討等を行っています。



(5) 大分市地域生活支援拠点等整備推進モデル事業について

厚生労働省は、地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度において、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていくことを目的に「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施しました。

本市は、地域生活支援拠点等の整備について先進的に取り組むため、モデル事業へ応募し、全国9箇所が選定され、その内の1箇所として事業を実施することになりました。

モデル事業の詳細については、次のURLの厚生労働省のHPに掲載しておりますので、ご参照ください。

【厚生労働省HP 地域生活支援拠点等推進モデル事業】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

なお、当該モデル事業で報告した内容については、平成27年度末時点の整備（案）であり、最終案に向けて、平成28年度も引き続き協議を進めているところです。

(6) 大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ案について

大分市における現時点の大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ案については、下記の課題等を踏まえ、次のページに示しているとおります。

【障がい者の地域生活における喫緊の課題】

- ・障がい者の高齢化・重度化により、在宅で介護する家族の負担が大きくなっており、さらに、障がい者と暮らす家族の高齢化により、家族の介護力が低下しているため、今後、生活基盤となる暮らしの場が不安定になる傾向が顕在化する。
- ・必要な介護や日常的なサポート等で頼れる者（親族等）も少なくなっており、介護者の突発的な病気・怪我等のリスクが高まっている。
- ・現在、入所施設には空きがないため、障がい者が可能な限り地域生活を続けられるような障害福祉施策が求められている。

障がい者とその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには・・・

【必要な地域生活支援体制】

障がい児者及び家族にとって、夜間でも休日でも相談ができて、万が一のときに必要な支援を受けられる体制が必要である。

いつでも緊急相談ができる窓口の創設。

(緊急相談事例)

家族の体調不良、死亡、本人の急なパニックや体調不良、行方不明、虐待、家庭内暴力、DV等

緊急時に必要な対応をしてくれる人的・物的体制の構築。

(緊急対応事例)

自宅等の現場確認、面談、見守り、短期入所等までの送迎や付き添い等

物的体制

人的体制

委託相談支援事業所について、いつでも（24時間365日）開所できる場所が必要である。ホルトホール大分は、施設の運営として、第2・4月曜、年末年始は閉所しなければならない。

緊急対応支援員の配置

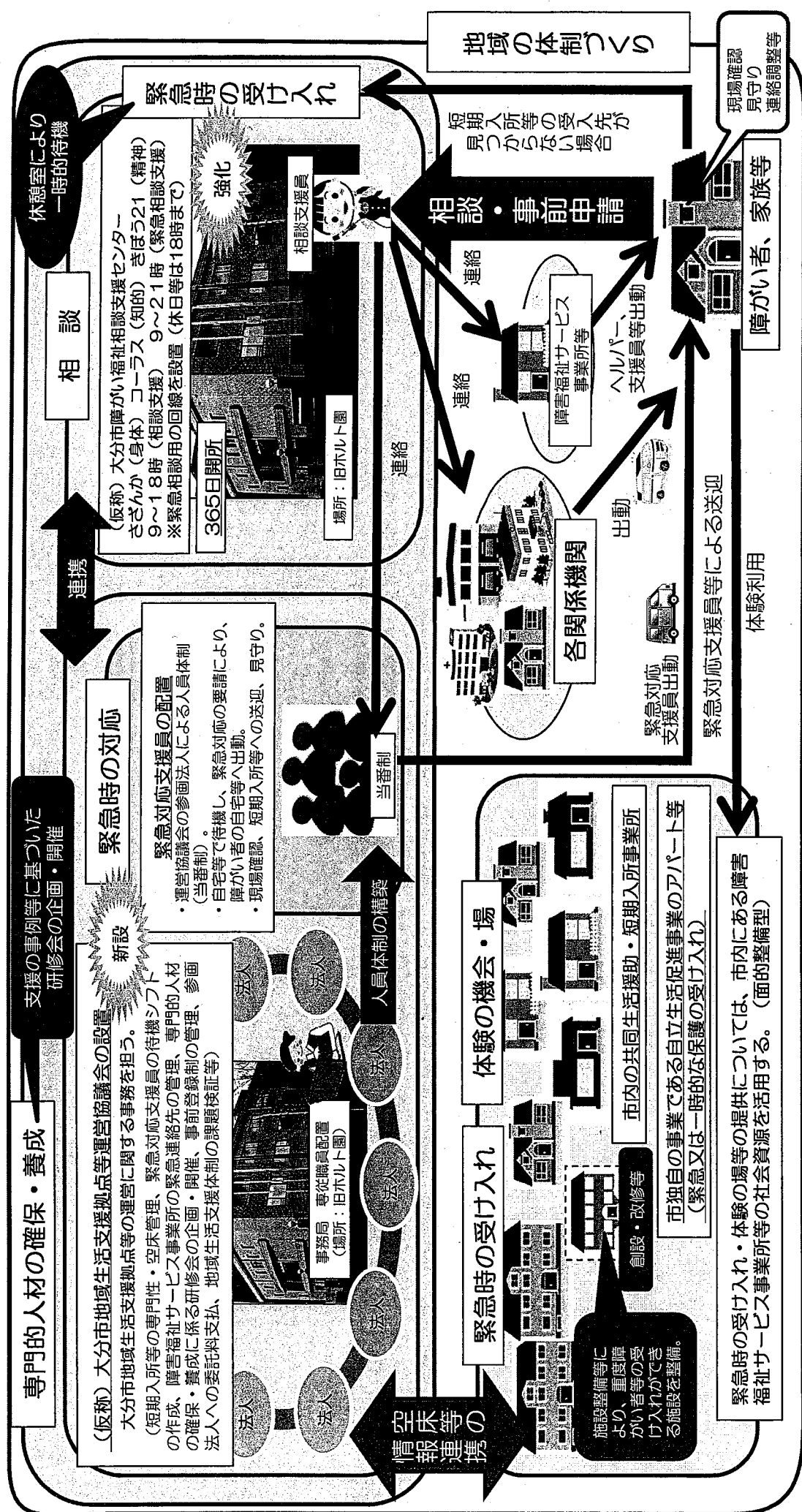
短期入所が空いていない、法人と連絡が繋がらないなどの場合に、最終的に一夜を過ごすための場（施設）が必要である。

当該事業で独自の施設運営が可能な施設

受け入れ先として、空いた部屋を有効活用ができる施設

旧ホルト園（大分市王子新町5番1号※大分西部公民館と同じ建物）への移転・活用

大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ（面的整備型）について（運用開始平成29年度末）



- (大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能の整備内容について)
- ①相談・・・市委託相談支援を365日対応とし、開所時間を現行の18時から21時まで延長することにより、夜間の相談支援体制を強化する。
 - ②体験の機会・場・・・市独自の事業の「自立生活促進事業(アパート等)による宿泊訓練等」の対象者の拡大等を図る。
 - ③緊急時の受け入れ・対応・・・緊急時に訪問・見守り・送迎等の緊急対応を迅速に行うため、協力法人の当番制により「緊急対応支援員」を配置し、短期入所、市単独事業で利用している居室、旧ホルト園の休憩室等を活用して緊急受け入れ体制を構築する。
 - ④専門的人材の確保・養成・・・相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急時の対応の事例に基づいた研修会等を定期的に開催する。
 - ⑤地域の体制づくり・・・(仮称)大分市地域生活支援拠点等運営協議会を設置し、関係機関との連携体制を構築する。施設整備により、重度の障がい者等の受け入れがえるグループホーム・短期入所等の整備を行う。

(7) 相談支援体制について

モデル事業の案として、24時間365日対応の相談窓口の創設を目指し、具体的な検討を行ってきましたが、現状として参画法人の職員数に余裕が無いこと、新規に採用する場合でも、現在の就職・求人状況を踏まえると、適切な職員を確保できるという確証も得られないことなどから、平成29年度末までに必要な人材を確保することが困難であると判断し、運営開始時は、24時間の相談支援を行わないことにしました。

しかしながら、地域生活支援体制を強化するため、開所時間を9時から21時まで(現在は18時まで)に延長し、夜間帯の相談支援を強化するとともに、今後を見据えて、夜間帯の相談支援のニーズを検証します。

また、場所を旧ホルト園(大分市王子新町5番1号)へ移転し、年末年始等を含めた365日対応の相談窓口として、創設することにしました。

運営開始後は、中・長期的な視点に立って、夜間帯の相談支援のニーズ等を検証した上で、段階的に開所時間を延長するかどうか検討する予定です。

(8) 緊急対応について

①緊急時の受け入れ先について

緊急時の受け入れ先については、市内の短期入所や市の独自の事業「障害者自立生活促進事業(アパート等による宿泊訓練等)」におけるアパート等、旧ホルト園の休憩室等を緊急又は一時的な保護の受け入れ先として考えております(面的整備型)。

②障害福祉サービス事業等を利用している障がい者等からの緊急相談について

障害福祉サービス事業所等においては、当該事業所等を利用している障がい者等の個人的な情報を多く有していることから、緊急対応の手順としては、障害福祉サービス事業所等を利用している障がい者等から緊急相談があった場合は、委託相談支援事業所から当該事業所等の緊急連絡先へ連絡を入れ、必要な情報(障がい者の疾病や服薬の種類・方法等の医療面の情報等)の聞き取り等を行うことを考えております(併せて、当該事業所等により緊急対応ができるかどうかの確認も行います)。

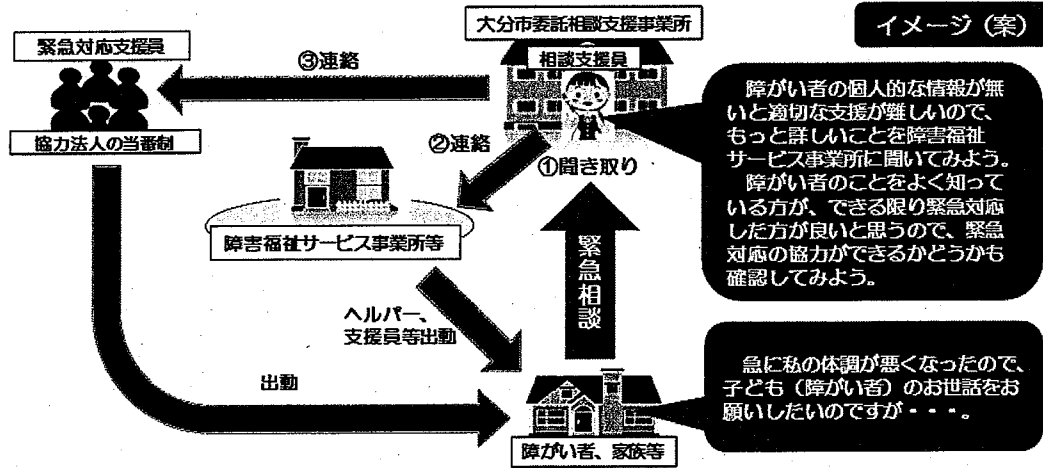
よって、今後、障害福祉サービス事業所等の指定を受けている事業所ごとに緊急連絡先を指定してもらい、緊急時における障害福祉サービス事業所等への緊急連絡体制を構築いたします。平成29年度において、各法人への照会等により緊急連絡先を集約する予定です。

緊急連絡表のイメージ(案)

事業所名	緊急連絡先		備考
◎◎事業所	①	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	管理者 〇〇〇
	②	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	サービス管理責任者 〇〇〇
△△事業所	①	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	サービス管理責任者 〇〇〇
	②	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	生活支援員 〇〇〇
□□事業所	①	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	管理者 〇〇〇 月、水、木、土のみ
	②	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	世話人 〇〇〇 火、金、日のみ

【相談支援員の一次的な対応として】

- ①電話等により相談内容の聞き取りを行う。
- ②障がい者等が障害福祉サービスを利用している場合は、当該事業所等の緊急連絡先に連絡をし、情報収集、緊急対応の要請等を行う。
- ③障がい者への直接的な支援が必要であり、障害福祉サービス事業所等が緊急対応ができないときは、必要に応じて、「緊急対応支援員」に連絡を入れて、支援のサポート等の要請を行う。



③緊急対応支援員について

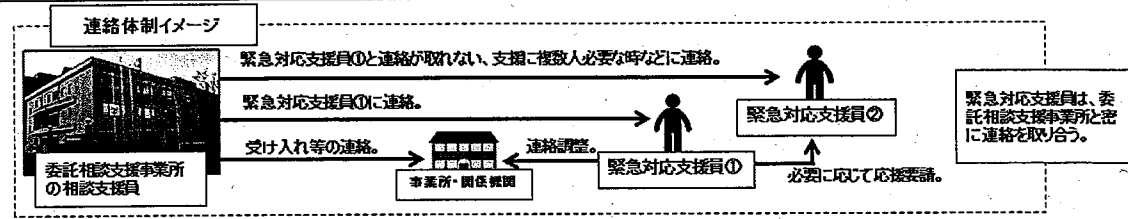
緊急時の直接的な支援（自宅等の現場確認、面談、見守り、短期入所等までの送迎、付き添い等）については、参画法人（次ページ参照）の当番制により、「緊急対応支援員」が自宅等で待機（1日当たり2名）しておき、緊急時に直接的な支援が必要なときは、委託相談支援事業所の要請により、出動することを考えております。

緊急対応支援員の運用案については、下記のとおりです。

緊急対応支援員の運用(案)について

<p>【対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自宅等の現場確認。 ・旧ホルト園での一時保護における見守り。 ・短期入所事業所等までの送迎、付き添い。 ・虐待案件につき保護要請があった場合の障がい者の安全確保・対応。 ・家族関係トラブルに対する介入、事態の収束。等 	<p>緊急出動の回数は、年間数件と見込んでいます。</p>	<p>【対応レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急派遣事業の中でも緊急対応支援員が一名で対応可能なレベルのもの。 ・緊急対応支援員一名では対応困難で、複数による派遣を要するものであったり、相当な専門性が要求されるレベルのもの。
---	-------------------------------	--

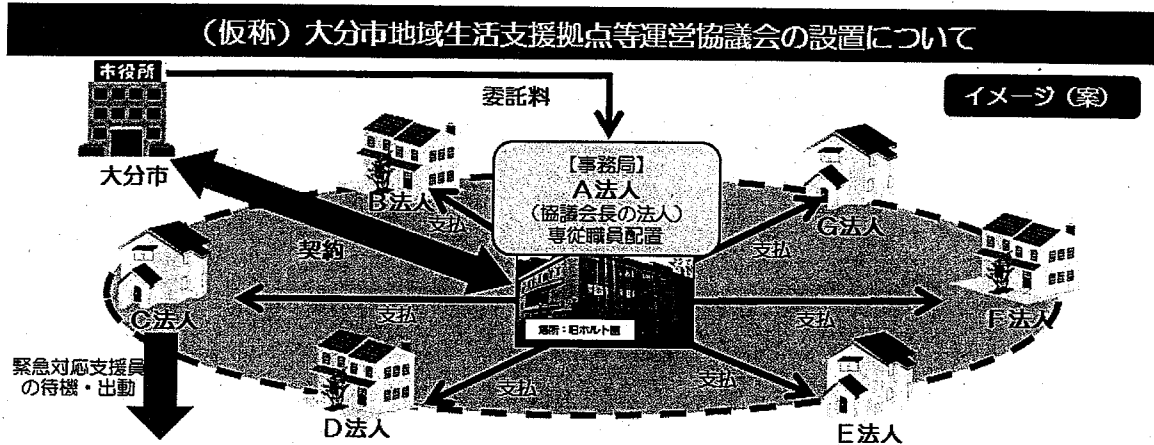
【待機人数】2名 ※支援員の資格は問わない。
 【配置頻度等】法人ごとの当番制 → 待機シフトの作成は、(仮称)地域生活支援拠点等運営協議会事務局が担当予定。
 【待機時間】【平日】18時～21時(緊急対応があれば、21時以降の延長が有り得る。)
 【上記以外の日】9時～18時(緊急対応があれば、18時以降の延長が有り得る。)
 【現在の協力法人(委託相談支援事業所を含む。)]
 (福)大分市社会福祉協議会、大分市福祉会、大分すみれ会、幸福会、シンフォニー、新友会、杉の木会、博愛会、(医)謙誠会 計9法人



シフト表イメージ
 (1週間ごと法人交代の場合)
 具体的には今後検討する予定。

日	月	火	水	木	金	土
A法人	A法人	A法人	A法人	A法人	A法人	A法人
B法人	B法人	B法人	B法人	B法人	B法人	B法人
C法人	C法人	C法人	C法人	C法人	C法人	C法人
D法人	D法人	D法人	D法人	D法人	D法人	D法人
E法人	E法人	E法人	E法人	E法人	E法人	E法人

委託契約については、下記イメージ案のとおり、「(仮称) 地域生活支援拠点等運営協議会 (以下「運営協議会」という。))」を設置し、大分市と運営協議会が年間の委託契約を締結し、運営協議会事務局が参画法人 (運営協議会に参画する法人) へ待機・出勤実績に応じて委託料を支払っていくことを考えております。



委託単価については、「待機」及び「緊急出勤」に対するそれぞれの委託単価を考えており、金額については、地域定着支援サービス費等を参照にしながら、現在検討中です。

参画法人については、現在、委託相談支援事業所を含めて9法人に参画していただいておりますが、本市としては、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するという事業趣旨に照らし、また、一法人の負担を軽減するといった意味からも、できる限り多くの法人に「緊急対応支援員」の配置についてご協力いただきたく存じます。

つきましては、「緊急対応支援員」の配置の協力が可能かどうかを法人ごとにご検討いただき、ご協力いただける場合は、別紙「(仮称) 大分市地域生活支援拠点等運営協議会への参画について」を障害福祉課まで提出をお願いいたします。

(提出期限) 平成28年11月30日(水)
 (提出・問合せ先) 大分市障害福祉課障害福祉サービス担当班 則次
 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
 電話：097-537-5658 FAX：097-537-1411
 syogaifuku@city.oita.oita.jp

参画していただく法人については、今後の協議内容について情報提供するとともに、様々なご意見等も伺っていきたく考えております。

別紙の電子データは、大分市ホームページからダウンロードができます。

「大分市ホームページ」⇒「仕事・事業者」⇒「障害福祉関係事業者」⇒「障がい福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします」のNo.144に「(仮称) 大分市地域生活支援拠点等運営協議会への参画について」があります。

なお、運営を開始してからも、実際の支援を通じて、様々な問題が生じてくることが予想されるため、段階的に課題対応・見直しを行っていく予定です。